

\*\*\*\*\*

# 一般社団法人下谷薬剤師会定款

\*\*\*\*\*

平成24年 5月 作 成

# 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人下谷薬剤師会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(目的・事業)

第3条 当法人は、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与するため、薬剤師の倫理的水準及び学術的水準を高め、薬学、薬業の進歩発展を図るとともに、当法人会員の相互理解を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 薬剤師の倫理及び職能向上に関する事業
- 2 薬学、薬業の進歩発展に関する事業
- 3 薬事衛生の向上普及に関する事業
- 4 医薬品の適正使用、管理、供給に関する事業
- 5 薬事関係情報に関する事業
- 6 医療保険、介護保険に関する事業
- 7 公衆衛生の向上普及に関する事業
- 8 学校保健に関する事業
- 9 会員相互扶助及び福利厚生に関する事業
- 10 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- 11 その他当法人の目的達成に必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

## 第2章 会員及び社員

(会員の種別及び社員の資格)

第5条 当法人の会員種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 薬剤師であって、当法人の目的及び事業に賛同し、入会した者で、かつ公益社団法人日本薬剤師会及び社団法人東京都

薬剤師会に入会している者とし、次の2種とする。

A会員 薬局の開設者または管理薬剤師であって会員種別をAとして入会の申込みをした者。

B会員 A会員以外の薬剤師。

(2) 準会員 薬剤師であって、当法人の目的及び事業に賛同し、入会した者で、公益社団法人日本薬剤師会及び社団法人東京都薬剤師会に未入会の者。

(3) 賛助会員 薬剤師ではないが、当法人の目的及び事業に賛同し、入会した者。

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費等)

第7条 当法人の会員は、社員総会の決議により別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 当法人の会員は、当法人を退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。ただし次の各号の一つに該当したときは、退会したものと認める。

(1) 死亡したとき。

(2) 会員が第5条に掲げる会員たる資格を喪失したとき。

(3) 会員が正当な理由なく会費を3ヶ月以上滞納したとき。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の目的に著しく違反した行為のあったとき、または、犯罪その他当法人の信用を損なう様な行為のあったときは、正会員については、社員総会において、一般法人法第49条第2項の決議を得て、その余の会員については、理事会において、3分の2以上の同意を得て除名することができる。なお、正会員については、社員総会において、その余の会員については、理事会において、その会員に対してあらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第10条 当法人は会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

なお、当法人の会員は、入会の際に届け出た事項に変更が生じたときは、細則に定める様式によって、すみやかに当法人に届け出なければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 当法人を退会し、または除名された会員が一度納入した会費その他の抛出金は返還しない。

### 第3章 社員総会

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合

4 会議を招集するには、社員及び理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面によって開催の日の10日前までに、文書をもって通知しなければならない。

(書面による表決及び代理人の選任)

第15条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項につき、書面をもって表決することができる。

2 前項に抛らない場合は、代理人をして表決を委任することができる。ただ

し、代理人は当法人の社員に限る。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第17条 各社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故のあるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

#### 第4章 役員等

(役員の設定等)

第20条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、会長とする。

3 理事のうち3名以下を副会長とする。また、必要に応じて若干名の専務理事及び常務理事を置くことができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 会長は、副会長、専務理事及び常務理事を、理事会の決議によって理事の中から任命する。

(理事の職務権限)

第22条 会長は当法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長、専務理事及び常務理事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め理事会の定める順序により、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、法人業務の執行を決定する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠または増員として選任された理事の任期は、前任者または他の理事の任期の満了するときまでとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

5 理事及び監事は、辞任または任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う義務を有する。

(解任)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、一般法人法第49条第2項所定の決議をもって行わなければならない。

(顧問、相談役)

第26条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会務について会長に具申する。

(報酬)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(責任の一部免除等)

第28条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 理事会

### (構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務執行の監督。
- (3) 代表理事、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職。

### (招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、予め理事会の定める順序により副会長が理事会を招集する。

### (決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

## 第6章 委員会

### (委員会)

第34条 当法人は必要に応じて各種の委員会を設置することができる。

- 2 委員会に関して必要な事項は理事会で別に定める。

- 3 委員は、会長の求めにより理事会に参加し意見を述べるができるが、採決には加われない。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第35条 当法人は、会員及び第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第36条 基金の募集、割当て及び払い込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第37条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第38条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上による決議を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の帰属)

第42条 当法人を解散する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上による決議を得なければならない。

2 解散後の残余財産の帰属は、清算法人の社員総会の決議により決定する。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時社員)

第44条 当法人の設立時社員の氏名は次のとおりである。

西村 友男、壽山 滋、高橋 信之、三浦 啓一、大久保 昭夫  
武井 能里子、笛木 信行、水田 晴久、福岡 芳子、兒玉 堅太  
浅野 佐奈枝、野田 慎二、高橋 玲子、新井 慶子、浅野 正美  
米山 和代

以上、一般社団法人下谷薬剤師会を設立のため、設立時社員西村友男外15名の定款作成代理人である司法書士中津留昇は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成24年5月

上記設立時社員16名の定款作成代理人

東京都豊島区高田一丁目10番16号

司法書士 中津留 昇